

学校給食費支援給付金事業の実施について

1 概要

学校給食無償化の対象外となる区立以外の小・中学校等に通う保護者の経済的負担を軽減するため、給食費相当額を支給する。

2 対象

下記(1)～(3)すべてに当てはまる保護者

- (1) 保護者、児童・生徒ともに文京区に住民登録（各月1日時点）がある。
- (2) 児童・生徒が、区立小・中学校に在籍していない。
- (3) 国や他の自治体等による補助（就学奨励事業、生活保護、都立校給食無償化等）等により給食費全額の補助を受けていない。

3 給付額

以下の月単価（区立小・中学校における給食単価及び実施回数から設定）に住民登録月数を乗じた額を年2回に分けて支給する。

(1) 月単価

小学校			中学校
低学年	中学年	高学年	
4,100円	4,500円	4,900円	5,400円

(2) 支給区分

- ア 上半期分：4月～9月分（同年度2月支給予定）
イ 下半期分：10月～3月分（翌年度8月支給予定）

4 実施方法

対象世帯に申請書を送付し、LINE又は郵送で申請を受ける。

2回目以降の受給は、申請手続きを省略し、区から該当者へ受給の意向を確認した後、前回使用した口座へ振り込みを行う。

5 実施体制

業務の一部を業者に委託し実施する。

- (1) 区：支払事務
- (2) 事業者：対象者抽出、印刷物作成・発送、申請受付・審査、コールセンター等

6 スケジュール（予定）

- 令和6年10月 周知、コールセンター開設、申請開始
12月 申請1次締切（締切後も年度末まで受付）
令和7年 2月 1次締切分の支払い
3月 最終締切（4月支払い予定）